

新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会（第9回）  
（令和2年6月11日）概要

議題1：新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の学校教育の在り方等について

＜学校運営ガイドライン、「学びの保障」総合対策パッケージ等について＞

- 学校における感染症対策に当たっては、熱中症予防の観点も非常に重要。衛生管理や健康の観点からも具体的なガイドライン、マニュアルを示し、子供たち、教師の命を守ってもらいたい。
- 夏休みにも子供が通学することが考えられる中、学校におけるエアコンの設置率はどうなっているのか。また、エアコンの使用に当たり、フィルターの掃除や設定温度といった部分について、各学校でしっかりと管理しなければならない。
- 1人1台端末が整っていない中、子供たちが端末を共有して使うことも想定されるが、ウイルス感染が起きないように、学校において端末のクリーニングが実施できるようにしてほしい。
- 小児医学の見地から、学校における感染症対策の考え方の明確なガイドラインを出してほしい。
- このような事態であっても、教育課程は学校が編成するのだということが大原則である。先生方、学校が創意工夫を凝らしたうえで教育課程を編成する中において、それぞれの通知の位置付けや意味付けを改めて確認していくことが必要。
- 学びを取り戻すに当たり、どうしても教科ごとの時数に目が行くが、協働的な学習が総合的な学習の時間とリンクしていることから、総合的な学習の時間を大切にすることを盛り込んでもらいたい。
- 学校行事は子供たちに潤いと秩序を与える重要なものであり、校長裁量でいかに行事を組み込んでいくかが課題であると感じている。行事の組み立て方や、校内研修の在り方、教員研修の在り方についても、事例を共有していきたい。
- 高校入試、大学入試について、内申書における授業日数の扱いや、今年特有の状況について、関係者において協議した内容が受験生、保護者、教師に適切に届くよう、広報や情報提供に配慮してほしい。
- 日本の教育課程は、教科と教科外の2領域で構成されている点に特徴があり、このことが国際的にも評価されている部分である。このような事態にあっても、その2領域の調和のとれた学校の日常を確保していこうとするスタンスが重要であり、その観点から様々な通知や財政的・人的支援がかみ合っているのかを考えることが必要ではないか。

- 学習指導員やスクール・サポート・スタッフの追加配置については、公立学校だけに対するものなのか。今すぐに支援が必要な時期であるので、私立に対する支援や具体的な支援の金額、人数について提示してほしい。
- 人的体制の整備について、国立大学附属学校は対象になっていないと聞いているところ、人的支援の必要性を感じているのは同様であるので、考慮してもらいたい。
- 物的体制の整備について、「校長の判断で」と示されている部分は、学校現場の考えに沿っているものである。学校現場の要望が市教委、県教委と上がっていく際に、何らかのフィルターにかかって落とされるようなことがないようにしてほしい。
- 物的支援の整備について、各自治体においてはすでに感染予防のための物品配備を進めているところ、すでに調達したところには適用されないということがないようにしてほしい。
- ICT 端末の共同調達について、非常に時間がかかるという話もある中、文科省には全国的な見地から、なぜ調達が遅れているのかの原因と解決に向けた対策を考えてもらいたい。実態に即した中で計画、ビジョンを立てて進めていくべきではないか。
- 子供たちの学びを保障するに当たり、現場で一番必要なのは教師に対しての支援である。教師の1人1台環境が整っておらず、都道府県、市町村においては、そのあたりの体制整備が後手に回っているのではないか。また、教員研修そのものも後手に回っている。教育委員会は現場への対応に追われ、研修について考える余裕がないと思われるので、文科省としても必要な支援を検討してほしい。
- 教育委員会が、直近のコロナ対応だけではなく、今後に向けて色々と考えていくに当たり、教育政策に係るアドバイザーの派遣など教育委員会に対する支援も検討してほしい。
- 教員免許状の有効期間の延長、更新講習の猶予について、現状では現職教員に限るとなっているところ、幼稚園教諭や認定こども園の保育教諭の場合、子育て後等に復職する場合も多く、復帰や任用に当たった際の障壁となる可能性があるため、出来る限り幅広く対象を設定するよう配慮してもらいたい。
- これまで様々な通知が出されてきたが、何がどういう形で一本化されたのかや、前の通知からどのような形で加筆修正されたのかについて理解している人は少なく、全体が見えなくなってしまう。改めて、全体像を整理し、それぞれの位置付けや変更点をわかりやすく伝えていくことが必要。
- 文科省からの通知等について、動画等を用いて言葉で発信するような取組を継続してほしい。

## <遠隔・オンライン教育等の在り方について>

- 資料2の中に「多様な児童生徒に対応した個に応じたきめ細かな指導について」という項目があり、障害のある子供や外国人児童生徒、不登校、虐待といった子供たちに対する支援の方針が記載されているが、社会的に何らかのタグが付いた子供たちだけが多様で、何らかの対応が必要ということではないと考える。全ての子供が多様性を持っていて、個に応じた学びの在り方が必要なのではないか。
- オンラインを活用した教育が全校で行われ、いい結果が出ているという前提に立って話が進んでいる印象。初等中等教育とは、子供と子供、子供と先生、人と人が会うことで、社会性を身に付けたり、決められた規則の中で自由があるということを教える場であると考え。通学の意義がないような形で、ハイブリッドな教育を進めようとするのはいかなものか。
- 先生から直接学ぶということは何よりも大切。「遠隔・オンライン教育」と書いてあるのは、学校に来なくても学べるというだけでなく、個々のアカウントで課題や学習の進捗を把握しつつ、教師がそれぞれに応じて適切に学習を促すことであると理解しているところ。そういったものは個別最適化にもつながるので、対面の学習ができる状況であっても積極的に取り入れていくべき。
- 協働的・探究的な学びは、対面で子供たちが相互啓発されながら学ぶことが大事。個別最適化という言葉と、協働的・探究的な学びをつなげることによって、イメージされるものが限定的になるのではないかと懸念する。
- ICTを整備し、遠隔・オンラインの教育ができれば、全て代替できるということではない。「WITHコロナ」と「ポストコロナ」の段階という時間軸を置きながら、持続可能な形でリアルな教育現場とデジタルの教育現場との望ましいハイブリッドの形を提案していきたい。
- 教育のICT化そのものは、教育の質を高めるための新しい道具であり、「ICTの活用＝教育の質の向上」ではないと考えるが、ICTを活用することで、例えば一人一人の理解度のモニタリング、登校し教室で授業を受けられない時の教育の継続等が可能になる。ICTを活用することは、「ハイブリッドの教育をする」ことではなく、直接対面で学ぶこととICTを介して学習する「道具をハイブリッドに使う」という意味であることを明確にしておく必要がある。
- 対面、集団で学ぶことの学校教育の意義は非常に大きいですが、出席至上主義や就学義務についての議論を進め、学校に通っている子供だけではなく、そうでない子供たちにも資源配分を考えざるを得ない段階にきているという意見が出るということは、従来あったはずみや無理が今回のコロナの問題で表面化してきたということでもあると考える。早急に手立てを講じなければならないが、拙速に舵を切ってはならない大きな変化でもある。複数の理念をどのように混合させ、学校段階や状況によって、その混合ぶりをどのように変化

させるのか、これまでの成果と課題を整理したうえで資源配分の在り方と連動させて根本的な議論を行う必要がある。

- 学習履歴（スタディ・ログ）を活用した個別最適化された学びの実現に当たっては、学習の結果だけではなく、どういう狙いで授業をしたのか、どういう計画で支援をしたのかというところとセットで結果を見る必要があるのではないかと。資料2の4ページ①の最後に、「また、全ての子供に個別学習計画に基づく個別最適化された学びを実現する」という文章を追記いただきたい。計画に対する結果を見たとうえで、次の計画の改善につなげていく必要がある。
- 資料2の5ページ⑤に、「臨時休業時等に学校と児童生徒等の関係を継続し学びを保障するための取組について」と記載があるが、臨時休業のほか、不登校等やむを得ない場合においても学びを保障するというところを具体的に記述してほしい。不登校については、すでに学教法上やむを得ない事情として認められているが、そこにとどまっているというのが課題であると考えており、学びの保障の具体的施策に向け、制度的な措置が必要であると考えている。
- 資料2の6ページ⑥に「個別の支援計画等の作成及び電子化を進める」といった記述があるが、ここで言う「電子化」は紙でやっていたものをエクセルにすることではなく、学習計画及びその結果についてデータを蓄積し、分析をしたうえでより精度の高い学習計画や支援につなげていくのだということを踏まえ、統合型校務支援システムの整備、活用についても盛り込んでもらいたい。統合型校務支援システムの中に学習支援計画の作成ツールが盛り込まれることで、先生方の業務負担の軽減にもつながる。
- ICT や遠隔教育といっても、一つの学校の中でも様々な形のものを実態に応じてやっている状況である。絶えず必要とする支援の内容が変わるので、ぜひ学校現場を見てほしいと考えている。
- 学校で学びたくても、障害や病気の関係で訪問教育という形をとっている子供に対する支援も併せて考えてもらいたい。
- 交流教育が現在ストップしているが、ネット環境を使うことで、会えないからできないということではなくむしろ様々な工夫ができるのではないかと。
- 通常登校になったとしても、元に戻すのではなく、第2波の発生に備え、いつそのような事態になっても対応ができるような学習体制を整備することが重要。また、その際に、教師が学校に来ることができない事態も想定し、教師が自宅から児童生徒とオンライン学習ができるような仕組みも考えていく必要があるのではないかと。
- 大都会や人口密集地においてコロナの発生可能性が高いのは明らかである中、教科外での全人的な発達を促すような学びの機会や、地域社会をフィールドにして探究学習をする機会を保障するという観点から、大都会や人口密集地から過疎地域の学校に留学しやすく

なるよう、受け入れ側の自治体や学校を支援する仕組みを考えてはどうか。実際に、今年度から高校生の地域への単年度留学が実験的に始まっているので、こういった仕組みを小学校や中学校も含め使いやすくしていくような観点を盛り込んでもらいたい。

- 高校制度が柔軟化、多様化するのだという印象を持つが、広域通信制高校はこれまでも何度も問題が指摘されているところ、事前規制や事後評価の在り方を含め、質保障の方策を同時に研究する必要がある。
- 学校の臨時休業中において、どのように子供たちの学習支援が行われたのかはきちんと検証すべき。例えば、オンライン授業について、最終的にはどのくらいの教育委員会で取り組むことができたのか、その教育委員会の所管する学校のうち、何%の学校が取り組むことができたのか、他の手段との併用状況等どういった取り組み方をしたのかを把握する必要がある。緊急時に各学校がどの程度の体制を取れるようになっているか、それらの状況について、設置者がどの程度フォローアップできているかを把握しておくことが今後につながると考える。
- ICT の活用に関し、学校の臨時休業中に研究が進んだものについて、学校再開後にいかに検証し、持続させていくかが重要。いかにハイブリッド型の学校運営をしていくか、学習場面での活用ビジョンの研究も必要であり、好事例を共有してもらいたい。
- GIGA スクール構想の推進に当たり、ICT 支援員等の現場に近いところのサポーターはいるものの、教育委員会に対する支援は不十分ではないか。例えば教育委員会が学校長や議会に対して説明をする際のサポートや、教育課程の編成のサポートができる人材が必要であり、こうした CIO 的存在を自治体に派遣していくことが必要。
- 教育現場においては、ICT を活用し、教育プログラムを向上させることに注力すべきであるが、活用範囲が広いことから教師が習得すべき知識や教授法への影響も大きいと考えられる。先生方には、機器の接続のような技術的な問題に時間を使うのではなく、その部分については外部人材に任せつつ、より良い授業の構築の仕方の検討に時間を費やしてもらえるようにすべき。
- 高校段階における端末整備についてどのように考えていくか議論すべき。高校に関しては BYOD を議論の中心にしてきたのではないかとと思われるところ、BYOD をどのように進めていくのか具体的方策を検討しなければならない。地方においては、BYOD を進めることが難しいようなところもある中、BYOD で本当に学びを保障することができるのかを含め、議論する必要がある。
- 臨時休業期間中に学校図書を活用した事例が少数ではあるがあつたことに着目している。ICT 環境の整備を進める必要があることは理解するが、それだけを進めるのはバランス感覚に欠けている。学校図書室を含め、様々な資源を複合的に活用していくという考えのもと、学校の学習環境整備の観点で一体的に考えていかななくてはならない。

<その他>

- 特別支援学校においては、呼吸器をつけていたり、気管切開をしていることから、感染のリスクを考え、自主的に学校への出席をやめている子供もいる。このときに「出席停止」という言葉を用いると、非常に抵抗感があるほか、授業日から除くということになると授業がどんどん減ってしまい、学習が成り立たなくなってしまうこともある。このような場合に、病気による出席停止とは別の扱いとして、在宅でも学習が可能な日であることが分かるような表現や考え方の工夫ができないか。
- 臨時休業の中で、外国人の子ども達や日本語のわからない保護者達は、現在の状況や学校からの通知内容を理解できない、自習課題として渡されたワークブックの日本語がわからない等、いつも以上に多くの課題に直面している。各学校、教育委員会においては、外国人の保護者が分かりやすいような「やさしい日本語」での情報発信を行う、日本語ができない場合にも取り組める課題の在り方を検討する等、外国人の児童生徒、保護者にも配慮をしてもらいたい。また、国としてもこのような対応に必要な支援を行っていただきたい。

\*上記内容は、委員の了解を取っておらず、事務局がまとめたものである。